

「遊戯施設技術基準の解説2018年版 講習会」 質問と回答

この質問と回答は、平成30年3月に東京・大阪で開催しました標記講習会(主催:一般財団法人日本建築設備・昇降機センター)において寄せられた質問に対して、編集委員会にて回答を作成したものです。
回答は次の方針により作成しています。

1. 同じ趣旨の複数の質問は整理して回答しています。
2. 今回の改正に直接関係しない項目、講習会での説明範囲を超える質問については掲載していません。
3. 掲載していない質問等については、今後の改訂時の参考といたします。

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

H30.6.4

No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
1	P19	下から4行目 主要な支持部分に係る 大臣認定の必要性について	遊戯施設の主要な支持部分で摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分のうち、遊戯施設強度検証法の対象とならない台車フレーム、車輪フレーム等については、国土交通大臣の認定が必要となるのか。	台車フレーム、車輪フレーム等は、一般的には他と接触する部分がないため、摩損は生じないと考えられます。よって、溶接部分の疲労強度を考慮した強度計算を行い、疲労破壊まで至らないことが確認できれば、令第144条第1項第一号の摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのない部分として取り扱うことになります。
2	P59	既存の遊戯施設の取り扱いについて	遊戯施設の客席部分の構造方法について告示が全面改正されたが、告示施行以前に設置された既存遊戯施設は遡及を受けるのか。	現に在する遊戯施設が、今回改正された告示の規定に適合しない場合は、法第3条第2項により、その規定を適用しないこととなります。ただし、法第3条第3項第三号又は第四号に該当する場合は、現行告示に定める構造方法に適合させる必要が生じます。 なお、P406～416に掲載している「遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件等の改正について(技術的助言)」(平成29年3月29日付国住指第4511号)において、既存の遊戯施設の取り扱いが示されていますのでご参照ください。
3	P77	9行目 嵌合して滑る構造について	「嵌合して滑る構造」とはどのようなものか。 例えば、三方向からガイドシューやガイドローラーで支えるものではなく、四方向から支えるものが該当すると考えてよいか。	「嵌合して滑る構造」とは、ガイドシュー、ガイドローラー等がガイドレールを包み込み、又はガイドレールに包み込まれる構造であり、地震等の振動によってガイドシュー等がガイドレールから外れない構造になっているものをいいます。 ガイドレールが1本の場合は四方向から支える必要がありますが、ガイドレールが2本の場合は、例えば下図に示すような構造であれば嵌合していると考えられます。 